

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

安全・適正就業委員会運営規程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 安全・適正就業委員会運営規程

（目 的）

第1条 公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、会員の健康と就業上（就業先等との往復途上を含む。）の安全・適正就業に関する事項を検討し、その対策を推進するため「安全就業委員会・適正就業委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、目的の達成のため互いに連携し、次の項目について検討する。

- （1） 会員が健康で安全・適正に働くことができるための実施計画の策定に関する事
- （2） 会員の就業上及び往復途上の事故分析とそれに伴う事故防止対策の樹立に関する事
- （3） 会員の健康と安全・適正就業に関する必要な事項
- （4） その他、理事会並びに三役会で諮問を必要とされたこと

（構成及び選出）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1） 担当理事 若干名
- （2） 会 員 若干名

2 委員長は、担当理事から会長が委嘱する。

3 副委員長は、担当理事から会長が委嘱する。

4 担当理事は、会長が推薦し理事会の決議をもって選任する。

5 委員は、委員長の推薦により会長が委嘱し、理事会に報告する。

（委員長の職務）

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故等があるときは、出席した委員の中から互選された者がこれにあたる。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、理事会又は会長が必要と認める場合に開催する。

（任 期）

第6条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は必要に応じて、会議に委員以外の者を参加させて意見を求めることができる。

(委員会の役割)

第8条 委員長は、委員会の検討結果を会長に報告するものとする。

- 2 委員会は、必要に応じて会員に対する指導等を実施し、安全・適正就業の徹底を図るものとする。
- 3 委員会は、別に定める「安全・適正就業推進事業実施要領」に基づく事業を実施するものとする。

(報酬)

第9条 報酬は、センター諸謝金等の支給に関する規程に準じて、予算の範囲内で支給するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定め、会長に報告する。

- 2 委員長は、会長の承認を得て、必要に応じて作業班（ワーキンググループ）を組織し、会務の一部を委任することができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は理事会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規程（第9条第1項）は、平成29年度定時総会において、公益社団法人四街道市シルバー人材センター理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程の改定が議決され、施行される時より施行する。